

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一三三、〇〇四円	二二二、三〇四円	一〇八、三七四円	一九八、六七四円	一〇八、三七四円	一九八、六七四円	一九八、六七四円	一九八、六七四円
二百五十人以上	一四四、四九九	二五七、三六四	一一一、〇一一	二一一、三二二	一一〇、二五九	二二二、三三四	一一〇、二五九	二二二、三三四
千人未満	一九一、七〇〇	三二七、一五〇	一七九、三八五	三一四、八三五	一五九、七四〇	三二七、七六五	一五九、七四〇	三二七、七六五
二千未満	一一〇、五八三	三四六、〇三三	一八五、九五三	三二一、四〇三	一七八、一九二	三五八、七九二	一七八、一九二	三五八、七九二
三千未満	一一二、八九六	三六五、三一九	二〇四、〇七四	三六二、〇九九	一九七、〇七五	三七七、六七五	一九七、〇七五	三七七、六七五
五千未満	一五八、三六六	四一六、三九一	二五四、八八〇	四八〇、六三〇	二四八、五四六	四九六、八七一	二四八、五四六	四九六、八七一
一万未満	三〇〇、九二二	五二六、六七一	二九七、四三五	五九〇、九一〇	二八四、六三〇	五七八、一〇五	二八四、六三〇	五七八、一〇五
一万五千未満	三三七、八三五	五八六、一六〇	三三三、一八七	六七一、八一二	三二〇、二八五	六八一、四八五	三二〇、二八五	六八一、四八五
二万未満	三六一、六〇五	六五五、〇八〇	三五六、九五七	七四〇、七三二	三四四、〇五四	七五〇、四〇四	三四四、〇五四	七五〇、四〇四

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一六〇、四五六円	二七二、二八六円	一六四、五一二円	二九七、五〇八円	一四七、一一四円	二五七、九四四円	一四七、一一四円	二五七、九四四円
二百五十人以上	一七八、一八六	三一一、一八二	一八二、二四二	三三七、四〇四	一六四、八四四	二九七、八四〇	一六四、八四四	二九七、八四〇
千人未満	二二六、一一七	三七二、二七九	二二〇、一七三	三九七、五〇一	一九六、六九二	三五一、八五四	一九六、六九二	三五一、八五四
二千未満	一一三、四、八一	三八九、九七三	一一五、九二五	四〇三、二五三	一一〇、一七三	三九七、五〇一	一一〇、一七三	三九七、五〇一
三千未満	一二五、六九三	四三六、〇二二	一二六、八〇五	四八八、四六五	一二三、〇一七	四四三、一四九	一二三、〇一七	四四三、一四九
五千未満	一七九、九七六	五二九、六三六	二九九、〇九〇	五四二、一九六	二七五、六〇八	四九七、二六八	二七五、六〇八	四九七、二六八
一万未満	三三二、八六一	六二八、八五三	三三八、〇三三	六六八、三五五	三二八、七九七	六一六、九五五	三二八、七九七	六一六、九五五
一万五千未満	三八二、九八二	八八一、九七〇	四九九、一〇六	九八六、八五八	三九九、七一七	七七六、五三九	三九九、七一七	七七六、五三九
二万未満	四一八、八三三	一一二七、二八三	五七一、一二二	一一一四七、四三七	四七〇、六三六	九三六、一一二	四七〇、六三六	九三六、一一二

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 区別の数 華人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	一、二六、四三六円	二、二六、七三六円	一、〇一、八〇六円	一九二、一〇六円	一、〇一、八〇六円	一九二、一〇六円	一、九二、一〇六円	一九二、一〇六円
五百人以上七千人未満	一、三七、九二二円	二、五〇、七九六円	一、一四、四五三円	二〇四、七五三円	一、一三、六九一円	二二六、五六六円	二、二六、五六六円	二、二六、五六六円
七千人以上	一、八五、一三二円	三、二〇、五八二円	一、七二、八一七円	三〇八、二六七円	一、五三、一七二円	三二一、一九七円	三、二一、一九七円	三、二一、一九七円
二千人未満	一、〇四、〇一五円	三、三九、四六五円	一、七九、三八五円	三一四、八三五円	一、七一、六一四円	三五一、二二四円	三、九一、七四九円	三、九一、七四九円
二千人以上	一、二二、三、六二九円	三、五九、〇七九円	一九七、八三七円	三五五、八六二円	一九〇、六七三円	三七一、二七三円	四、三三、七三五円	四、三三、七三五円
五千人以上	二、四五、一三〇円	四、〇三、二五五円	二、四一、七四四円	四六七、四九四円	二、三三、四一〇円	四八三、七三五円	五、〇五、七六四円	五、〇五、七六四円
一万人以上未満	二、八七、七八五円	五、一三、五三五円	二、八四、二九九円	五七七、七七四円	二、二一、四九四円	五六四、九六九円	六、〇五、四五一円	六、〇五、四五一円
一万五千人以上	三、二二、四六九九円	五、七三、〇二四円	三、二〇、〇五一円	六五八、六七六円	三、〇七、一四九円	六六八、三四九円	七、六五、〇三五円	七、六五、〇三五円
二万人以上	三、四八、四六九円	六、四一、九四四円	三、四三、八二二円	七二七、五九六円	三、三〇、九一八円	七三七、二六八円	八、二四、六一八円	八、二四、六一八円

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 区別の数 華人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	一、五四、七〇四円	二、六五、五三三円	一、五八、七六〇円	二九一、七五六円	一、四一、三六二円	二五二、一九二円	一、四一、三六二円	二五二、一九二円
五百人以上七千人未満	一、七二、四三四円	三、〇五、四三〇円	一、七六、四九〇円	三三二、六五二円	一、五九、〇九二円	二九二、〇八八円	一、五九、〇九二円	二九二、〇八八円
七千人以上	二、一〇、三六五円	三、六五、五二七円	二、二四、四二二円	三九一、七四九円	一九〇、九四〇円	三四六、一〇二円	三、四六、一〇二円	三、四六、一〇二円
二千人未満	二、二九、〇五九円	三、八四、二二二円	二、二〇、一七三円	三九七、五〇一円	二、二四、四二二円	三九一、七四九円	三、九一、七四九円	三、九一、七四九円
二千人以上	二、五二、九四一円	四、三〇、二六九円	二、六一、〇五三円	四八二、七三三円	二、三三、七九〇円	四三三、三九七円	四、三三、三九七円	四、三三、三九七円
五千人以上	二、九六、四七二円	五、一八、一三二円	二、八七、五八六円	五三一、四二二円	二、六四、一〇四円	四八五、七六四円	五、〇五、四五一円	五、〇五、四五一円
一万人以上未満	三、五二、一三五七円	六、一七、三三九円	三、四六、五二七円	六五六、八五一円	三、二七、二九三円	六〇五、四五一円	六、〇五、四五一円	六、〇五、四五一円
一万五千人以上	四、一七、四七八円	八、七〇、四六六円	四、八七、七〇二円	九七五、三五四円	三、八八、二二三円	七六五、〇三五円	七、六五、〇三五円	七、六五、〇三五円
二万人以上	六、〇七、三三九円	一一、一六、四七九円	五、五九、六一七円	一一、一三、九三三円	四、五九、一三二円	九二四、六一八円	一一、二四、六一八円	一一、二四、六一八円

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 区別の数 華人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	四、九、四三〇円	一、三九、七三〇円	四、九、四三〇円	一、三九、七三〇円	四、九、四三〇円	一、三九、七三〇円	一、三九、七三〇円	一、三九、七三〇円
五百人以上七千人未満	六、〇、五八三円	一、七三、四五八円	四、九、四三〇円	一、三九、七三〇円	六、〇、五八三円	一、七三、四五八円	一、七三、四五八円	一、七三、四五八円
七千人以上	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円
二千人未満	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円
二千人以上	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円
五千人以上	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円
一万人以上未満	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円
一万五千人以上	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円
二万人以上	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	七、四、一四五円	二、〇九、五九五円	八、五、二九八円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円	二、四三、三二三円

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

投票所 区別の数 華人の数	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上未満	八、九、八八六円	二、〇〇、七二六円	一、〇六、八八四円	二、三九、八八〇円	八、九、八八六円	二、〇〇、七二六円	一、〇六、八八四円	二、三九、八八〇円
五百人以上七千人未満	一、〇六、八八四円	二、三九、八八〇円	一、〇六、八八四円	二、三九、八八〇円	一、〇六、八八四円	二、三九、八八〇円	一、〇六、八八四円	二、三九、八八〇円
七千人以上	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円
二千人未満	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円
二千人以上	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円
五千人以上	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円
一万人以上未満	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円
一万五千人以上	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円
二万人以上	一、二六、三三〇円	二、八一、四九二円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円	一、四三、三二八円	三、二〇、六五六円

区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日
区	七四、一四五	二〇九、五九五	市	二四三、三二三	九六、四五二
区	八七、七〇七	二四五、七三二	市	三四六、九一六	三八〇、六四四
区	一一一、一六六	三四六、九一六	市	四四八、一〇〇	四四八、一〇〇
区	一一三、三一九	三八〇、六四四	市	一七六、九三二	一八八、〇八四
区	一五四、六二五	四四八、一〇〇	市	一八九、二二七	二二〇、三九〇
区	一五四、六二五	四四八、一〇〇	市	五八三、〇一一	六二六、七四〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日
区	一〇、五六六	一一、二七八	市	八、九二四	九、六三六
区	一一、七九七	一一、六八七	市	一〇、四五七	一一、一五五
区	一一、八四九	一一、九一七	市	一六、〇九六	一五、六一七
区	一六、六七〇	一七、七三八	市	一六、〇九六	一七、八四八
区	一七、四九一	一八、五五九	市	一八、五〇五	一八、六六九
区	一九、七二二	二〇、九六八	市	二五、三六一	二七、三二〇
区	二六、四一五	二八、一九五	市	三〇、六四五	三二、九五九
区	三〇、二八八	三二、二四六	市	三八、五九八	三七、三三八
区	三四、七五〇	三七、〇六四	市	四〇、三九〇	四一、八〇〇

区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日
区	一四三、三二八	三二〇、六五六	市	一七七、三二四	三九八、九八四
区	一七九、七二二	四〇一、四三二	市	一九六、七七〇	四四〇、五九六
区	二一三、七六八	四七九、七六〇	市	二四七、七六四	五五八、〇八八
区	二一五、七五六	七四四、七四四	市	三八三、七四八	八七一、四〇〇
区	四三四、七四二	九八八、八九二	市	四五一、七四〇	一〇二九、〇五六
区	一四三、三二八	三二〇、六五六	市	一七七、三二四	三九八、九八四
区	一七九、七二二	四〇一、四三二	市	一九六、七七〇	四四〇、五九六
区	二一三、七六八	四七九、七六〇	市	二四七、七六四	五五八、〇八八
区	二一五、七五六	七四四、七四四	市	三八三、七四八	八七一、四〇〇
区	四三四、七四二	九八八、八九二	市	四五一、七四〇	一〇二九、〇五六
区	一四三、三二八	三二〇、六五六	市	一七七、三二四	三九八、九八四
区	一七九、七二二	四〇一、四三二	市	一九六、七七〇	四四〇、五九六
区	二一三、七六八	四七九、七六〇	市	二四七、七六四	五五八、〇八八
区	二一五、七五六	七四四、七四四	市	三八三、七四八	八七一、四〇〇
区	四三四、七四二	九八八、八九二	市	四五一、七四〇	一〇二九、〇五六

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

区市町村	投票日		区市町村	投票日	
	平日	休日		平日	休日
区	一一、八五九	一一、七六九	市	一四、三一六	一五、四〇八
区	一五、一二五	一六、二二七	市	一六、五八二	一七、八五六
区	一八、一一一	一九、三八五	市	一九、五六八	二一、〇二四
区	一八、九三〇	二〇、一九四	市	一九、五六八	二一、〇二四
区	二一、五四六	二二、〇〇二	市	二六、二八〇	二八、七二八
区	二二、五四六	二二、〇〇二	市	二六、二八〇	二八、七二八
区	二六、〇七八	二七、八九八	市	二六、七二六	二八、七二八
区	三一、七七九	三三、九六三	市	三三、八八四	三〇、八九八
区	四六、一八四	四九、四六〇	市	五二、〇一一	五六、〇一六
区	六二、八五五	六七、四〇五	市	六一、〇七六	六五、八〇八
区	一四三、三二八	三二〇、六五六	市	一七七、三二四	三九八、九八四
区	一七九、七二二	四〇一、四三二	市	一九六、七七〇	四四〇、五九六
区	二一三、七六八	四七九、七六〇	市	二四七、七六四	五五八、〇八八
区	二一五、七五六	七四四、七四四	市	三八三、七四八	八七一、四〇〇
区	四三四、七四二	九八八、八九二	市	四五一、七四〇	一〇二九、〇五六
区	一四三、三二八	三二〇、六五六	市	一七七、三二四	三九八、九八四
区	一七九、七二二	四〇一、四三二	市	一九六、七七〇	四四〇、五九六
区	二一三、七六八	四七九、七六〇	市	二四七、七六四	五五八、〇八八
区	二一五、七五六	七四四、七四四	市	三八三、七四八	八七一、四〇〇
区	四三四、七四二	九八八、八九二	市	四五一、七四〇	一〇二九、〇五六

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		休日		平日		休日	
	区	市	区	市	区	市	区	市
投票日 区の数 区の数	平	休	平	休	平	休	平	休
五百人以上満	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
千五百人以上満	一一、一五五	一一、〇四五	八、九二四	九、六三六	一一、一五五	一一、〇四五	一一、一五五	一一、〇四五
千八百人以上満	一一、二八六	一一、二八六	一一、二八六	一一、二八六	一一、二八六	一一、二八六	一一、二八六	一一、二八六
二千人以上満	一一、三九六	一一、三九六	一一、三九六	一一、三九六	一一、三九六	一一、三九六	一一、三九六	一一、三九六
二千八百人以上満	一一、四五六	一一、四五六	一一、四五六	一一、四五六	一一、四五六	一一、四五六	一一、四五六	一一、四五六
三千人以上満	一一、五七六	一一、五七六	一一、五七六	一一、五七六	一一、五七六	一一、五七六	一一、五七六	一一、五七六
三千八百人以上満	一一、六八六	一一、六八六	一一、六八六	一一、六八六	一一、六八六	一一、六八六	一一、六八六	一一、六八六
五千人以上満	一一、七九六	一一、七九六	一一、七九六	一一、七九六	一一、七九六	一一、七九六	一一、七九六	一一、七九六
一万人以上満	一一、九〇六	一一、九〇六	一一、九〇六	一一、九〇六	一一、九〇六	一一、九〇六	一一、九〇六	一一、九〇六
一万五千人以上満	一二、〇一六	一二、〇一六	一二、〇一六	一二、〇一六	一二、〇一六	一二、〇一六	一二、〇一六	一二、〇一六
二万人以上満	一二、一二六	一二、一二六	一二、一二六	一二、一二六	一二、一二六	一二、一二六	一二、一二六	一二、一二六
二万人以上	一二、二三六	一二、二三六	一二、二三六	一二、二三六	一二、二三六	一二、二三六	一二、二三六	一二、二三六

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千七百八十二円
 - 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千八百十六円
- 10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日		休日		平日		休日	
	区	市	区	市	区	市	区	市
投票日 区の数 区の数	平	休	平	休	平	休	平	休
五百人以上満	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一一、三三〇円	一一、二四〇円
千五百人以上満	一一、五九六	一一、四八八	一一、五九六	一一、四八八	一一、五九六	一一、四八八	一一、五九六	一一、四八八
千八百人以上満	一一、七六二	一一、七三六	一一、七六二	一一、七三六	一一、七六二	一一、七三六	一一、七六二	一一、七三六
二千人以上満	一一、九二八	一一、九〇二	一一、九二八	一一、九〇二	一一、九二八	一一、九〇二	一一、九二八	一一、九〇二
二千八百人以上満	一二、〇九四	一二、〇六八	一二、〇九四	一二、〇六八	一二、〇九四	一二、〇六八	一二、〇九四	一二、〇六八
三千人以上満	一二、二六〇	一二、二三四	一二、二六〇	一二、二三四	一二、二六〇	一二、二三四	一二、二六〇	一二、二三四
三千八百人以上満	一二、四二六	一二、四〇〇	一二、四二六	一二、四〇〇	一二、四二六	一二、四〇〇	一二、四二六	一二、四〇〇
五千人以上満	一二、五九二	一二、五六六	一二、五九二	一二、五六六	一二、五九二	一二、五六六	一二、五九二	一二、五六六
一万人以上満	一二、七五八	一二、七三二	一二、七五八	一二、七三二	一二、七五八	一二、七三二	一二、七五八	一二、七三二
一万五千人以上満	一二、九二四	一二、八九八	一二、九二四	一二、八九八	一二、九二四	一二、八九八	一二、九二四	一二、八九八
二万人以上満	一二、〇九〇	一二、〇六四	一二、〇九〇	一二、〇六四	一二、〇九〇	一二、〇六四	一二、〇九〇	一二、〇六四
二万人以上	一二、二五六	一二、二三〇	一二、二五六	一二、二三〇	一二、二五六	一二、二三〇	一二、二五六	一二、二三〇

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
 - 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二十三円
- 10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過

- 勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。
- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万三千三十二円
 - 二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千六十五円
- 11 12 (略)
- 13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 区 市 村	衆議院議員選挙				参議院議員選挙			
	区	市	町	村	区	市	町	村
投票区 の選 挙 人 の 数	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
千五百人以上	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一
二千人以上	二、〇七一	二、〇七一	二、〇七一	二、〇七一	二、〇七一	二、〇七一	二、〇七一	二、〇七一
三千人以上	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
三千人以上	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一
五千人以上	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一
一万人以上	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一
一万五千人以上	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一
二万人以上	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一	六、〇七一
二万人以上	六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一	六、八七一

14 16 (略)

(期日前投票所経費)
第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所に

- 勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。
- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円
 - 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円
- 11 12 (略)
- 13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 区 市 村	衆議院議員選挙				参議院議員選挙			
	区	市	町	村	区	市	町	村
投票区 の選 挙 人 の 数	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上	五百人以上
千五百人以上	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
二千人以上	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一	二、八七一
三千人以上	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一	三、二七一
三千人以上	三、六七一	三、六七一	三、六七一	三、六七一	三、六七一	三、六七一	三、六七一	三、六七一
五千人以上	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一	四、〇七一
一万人以上	四、四七一	四、四七一	四、四七一	四、四七一	四、四七一	四、四七一	四、四七一	四、四七一
一万五千人以上	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一	五、二七一
二万人以上	五、六七一	五、六七一	五、六七一	五、六七一	五、六七一	五、六七一	五、六七一	五、六七一
二万人以上	八、八七一	八、八七一	八、八七一	八、八七一	八、八七一	八、八七一	八、八七一	八、八七一
二万人以上	一〇、四七一	一〇、四七一	一〇、四七一	一〇、四七一	一〇、四七一	一〇、四七一	一〇、四七一	一〇、四七一

14 16 (略)

(期日前投票所経費)
第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所に

2 おいて投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3| 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の平日の選挙区の数	開票所の平日の選挙区の数
千人未満	二千八百、九〇円
千人未満	二千八百、九〇円
二千人以上未満	三千二百、七二二
二千人以上未満	三千二百、七二二
三千人以上未満	四千三百、八一五
三千人以上未満	四千三百、八一五
五千人以上未満	五千二百、二三六
五千人以上未満	五千二百、二三六
一万人未満	六千三百、七六七
一万人未満	六千三百、七六七
一万人以上未満	七千三百、七六六
一万人以上未満	七千三百、七六六
二万人未満	八千六百、七〇八
二万人未満	八千六百、七〇八
三万人未満	一、〇一五、八三六
三万人以上	一、〇一五、八三六
三万人以上	一、一三四、〇〇〇
三万人以上	一、一三四、〇〇〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

2 おいて投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (新設)

(略)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の平日の選挙区の数	開票所の平日の選挙区の数
千人未満	三千〇二、九〇〇円
千人未満	三千〇二、九〇〇円
二千人以上未満	四千二八、二七七
二千人以上未満	四千二八、二七七
三千人以上未満	五千四八、九六七
三千人以上未満	五千四八、九六七
五千人以上未満	六六〇、八〇二
五千人以上未満	六六〇、八〇二
一万人未満	七九五、七六四
一万人未満	七九五、七六四
一万人以上未満	八二四、〇〇〇
一万人以上未満	八二四、〇〇〇
二万人未満	一、二五二、〇五四
二万人未満	一、二五二、〇五四
三万人未満	一、四一八、二七六
三万人未満	一、四一八、二七六
三万人以上	一、五四三、七〇六
三万人以上	一、五四三、七〇六
三万人以上	一、六〇〇、七二二
三万人以上	一、六〇〇、七二二

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上
平 日	休 日	平 日
一六四、一七六 円	一六七、〇四〇 円	二四四、七八二 円
二五六、五二五	二六一、〇〇〇	三六七、一七三
三四八、八七四	三五四、九六〇	四七五、九六五
四四一、二二三	四四八、九二〇	五八四、七五七
五三三、五七二	五四二、八八〇	七〇七、一四八
六二五、九二一	六三六、八四〇	九一一、一三三
七三八、七九二	七五一、六八〇	一、四二二、三二六
八八二、四四六	八九七、八四〇	一、三〇五、五〇四
九五四、二七三	九七〇、九二〇	一、四二七、八九五

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上
平 日	休 日	平 日
二三四、六三七	三三九、〇八七	三〇九、四一六 円
四四四、〇三九	四五〇、〇九一	四三八、〇五一
五四四、五八七	五五二、二四一	五六一、六三七
六五四、三三一	六六三、五八七	六七六、三六八
七五四、五四三	七六五、四〇一	八一四、五八八
八八六、四一一	八九九、二二八	一、〇二九、〇三三
		一、二八一、四六二

開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上
平 日	休 日	平 日
二四四、七八二 円	二五四、五五六 円	二四四、七八二 円
三六七、一七三	三八一、八三四	三六七、一七三
四七五、九六五	四九四、九七〇	四七五、九六五
五八四、七五七	六〇八、一〇六	五八四、七五七
七〇七、一四八	七三五、三八四	七〇七、一四八
九一一、一三三	九四七、五一四	九一一、一三三
一、四二二、三二六	一、一八七、九二八	一、四二二、三二六
一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二	一、三〇五、五〇四
一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇	一、四二七、八九五

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上	開票の曜日 区の数 千人未満 千人以上 二千人以上 三千人以上 三千人以上 五千人以上 一万人未満 一万人以上 二万人未満 二万人以上 三万人以上
平 日	休 日	平 日
三〇九、四一六 円	三一九、二〇八 円	三〇九、四一六 円
四三八、〇五一	四五二、七三九	四三八、〇五一
五六一、六三七	五八〇、六七七	五六一、六三七
六七六、三六八	六九九、七六〇	六七六、三六八
八一四、五八八	八四二、八七六	八一四、五八八
一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一	一、〇二九、〇三三
一、二八一、四六二	一、三二七、一五八	一、二八一、四六二

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一、一六七、二〇一	一、〇六一、八四六
二万人未満以上		

開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日
三万人以上	一、〇〇四、一一二	一、〇二〇、六七五
二万人未満以上	九二八、五四二	九四三、八五〇
一万五千人未満以上	七七七、三八四	七九〇、二〇〇
一万五千人未満以上	六五八、六一七	六六九、四七五
一万五千人未満以上	五六一、四四四	五七〇、七〇〇
五千人未満以上	四六四、二七一	四七一、九二五
三千人未満以上	三六七、〇九八	三七三、一五〇
二千人未満以上	二六九、九二五	二七四、三七五
千人未満	一七二、七五二	一七五、六〇〇

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日
二千人未満以上	六四、七二二	三〇五、六三七
千人未満	六一、七二五	二二五、九一七

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一、五八一、七二六	一、五〇五、二五二
二万人未満以上		

開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五
二万人未満以上	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
一万五千人未満以上	一、一七二、七二四	一、二二八、四二〇
一万五千人未満以上	九三五、三八七	九七一、八三五
一万五千人未満以上	七二五、九七二	七五四、二六〇
五千人未満以上	六〇〇、三三三	六二三、七一五
三千人未満以上	四八八、六三五	五〇七、六七五
二千人未満以上	三七六、九四七	三九一、六三五
千人未満	二五一、二九八	二六一、〇九〇

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日	開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日 開票の翌日 投票の翌日
二千人未満以上	六一、一〇四	三九一、五五七
千人未満	五八、一一八	二七八、四二〇

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一六三、〇八〇	一、〇五九、三二一
二万人未満以上	一一七、九九六	九四六、七七八
一万五千人未満以上	一〇九、〇二八	八〇二、八九二
一万一千人以上未満	九五、九二六	六八三、七八三
一万七千人未満以上	九二、八八七	五九四、〇一一
五千人未満以上	八〇、三二六	四九四、七〇七
三千人未満以上	七六、九四一	四〇四、五九九

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

三万人以上	一一五、八一	一、四〇〇、九〇六
二万人未満以上	一一二、七七二	一、二八七、七一六
一万五千人未満以上	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
一万一千人以上未満	九三、六四六	九一三、六五九
一万七千人未満以上	八八、六一六	七二五、〇四四
五千人未満以上	七六、〇四五	六〇二、三二二
三千人未満以上	七三、〇〇二	五〇一、三六七

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の

開票区の選挙人の数	金	額
千人未満	一五四、一九二	円
二千人以上未満	二四〇、九二五	
三千人以上未満	三二七、六五八	
五千人以上未満	四一四、三九一	
一万人以上未満	五〇一、一二四	
一万五千人未満以上	五八七、八五七	
二万人未満以上	六九三、八六四	
三万人未満以上	八二八、七八二	
三万人以上	八九六、二四一	

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の

開票区の選挙人の数	金	額
千人未満	二二〇、三〇二	円
二千人以上未満	三三〇、四五三	
三千人以上未満	四二八、三六五	
五千人以上未満	五二六、二七七	
一万人以上未満	六三六、四二八	
一万五千人未満以上	八二〇、〇一三	
二万人未満以上	一、〇二八、〇七六	
三万人未満以上	一、一七四、九四四	
三万人以上	一、二八五、〇九五	

当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日	開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日
千人未満	千人未満
二千人以上未満	二千人以上未満
三千人以上未満	三千人以上未満
五千人以上未満	五千人以上未満
一万人以上未満	一万人以上未満
一万五千人以上未満	一万五千人以上未満
二万人以上未満	二万人以上未満
三万人以上	三万人以上
平日	休日
二二五、九〇一円	二二八、七六五円
三二一、二三七	三二五、七一二
四二五、八一五	四三一、九〇一
五二一、五三九	五二九、二三六
六二六、四五九	六三五、七六七
七二一、八四七	七三二、七六六
八四七、八二〇	八六〇、七〇八
一、〇〇〇、四四二	一、〇一五、八三六
一、一七、三五三	一、一三四、〇〇〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日	開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日
千人未満	千人未満
二千人以上未満	二千人以上未満
三千人以上未満	三千人以上未満
五千人以上未満	五千人以上未満
平日	休日
一六四、一七六円	一六七、〇四〇円
二五六、五二五	二六一、〇〇〇
三四八、八七四	三五四、九六〇
四四一、二二三	四四八、九二〇

当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日	開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日
千人未満	千人未満
二千人以上未満	二千人以上未満
三千人以上未満	三千人以上未満
五千人以上未満	五千人以上未満
一万人以上未満	一万人以上未満
一万五千人以上未満	一万五千人以上未満
二万人以上未満	二万人以上未満
三万人以上	三万人以上
平日	休日
三〇二、九〇〇円	三二二、六七四円
四二八、二七七	四四二、九三八
五四八、九六七	五六七、九七二
六六〇、八〇二	六八四、一五一
七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇
一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日	開票の曜日 開票の曜日 開票の曜日
千人未満	千人未満
二千人以上未満	二千人以上未満
三千人以上未満	三千人以上未満
五千人以上未満	五千人以上未満
平日	休日
二四四、七八二円	二五四、五五六円
三六七、一七三	三八一、八三四
四七五、九六五	四九四、九七〇
五八四、七五七	六〇八、一〇六

一五千人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万五千人以上	六一五、九二一	六三六、八四〇
一万五千人未満	七三八、七九二	七五一、六八〇
二万人未満	八八二、四四六	八九七、八四〇
三万人未満	九五四、二七三	九七〇、九二〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日	平 日	休 日
一万人未満	二三四、四七七	二三七、三二五
二千人未満	三三四、六三七	三三九、〇八七
三千人未満	四四四、〇三九	四五〇、〇九一
五千人未満	五四四、五八七	五五二、二四一
一万人未満	六五四、三三一	六六三、五八七
一万五千人未満	七五四、五四三	七六五、四〇一
二万人未満	八八六、四一二	八九九、二二八
三万人未満	一、〇四六、五三八	一、〇六一、八四六
三万人以上	一、一六七、二〇一	一、一八三、七五五

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

一五千人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万五千人以上	九一一、一三三	九四七、五一四
一万五千人未満	一、一四二、三二六	一、一八七、九二八
二万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人未満	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日 開票の翌日	平 日	休 日
一万人未満	三〇九、四一六	三一九、二〇八
二千人未満	四三八、〇五一	四五二、七三九
三千人未満	五六一、六三七	五八〇、六七七
五千人未満	六七六、三六八	六九九、七六〇
一万人未満	八一四、五八八	八四二、八七六
一万五千人未満	一、〇二九、〇三三	一、〇六五、四八一
二万人未満	一、二八一、四六二	一、三二七、一五八
三万人未満	一、四五三、〇二八	一、五〇五、二五二
三万人以上	一、五八一、七二六	一、六三八、八三六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 投票の翌日 区別の数	平 日	休 日
千人未満	一七二、七五二円	一七五、六〇〇円
二千一人未満以上	二六九、九二五	二七四、三七五
三千一人未満以上	三六七、〇九八	三七三、一五〇
五千一人未満以上	四六四、二七一	四七一、九二五
一万一人未満以上	五六一、四四四	五七〇、七〇〇
一万五千人未満以上	六五八、六一七	六六九、四七五
二万五千人未満以上	七七七、三八四	七九〇、二〇〇
三万人未満以上	九二八、五四二	九四三、八五〇
三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の翌日 区別の数	平 日	休 日
千人未満	六一、七二五円	二一五、九一七円
二千一人未満以上	六四、七二二	三〇五、六三七
三千二人未満以上	七六、九四一	四〇四、五九九
五千三人未満以上	八〇、三一六	四九四、七〇七
一万一人未満以上	九二、八八七	五九四、〇一一
一万五千人未満以上	九五、九二六	六八三、七八三
二万五千人未満以上	一〇九、〇二八	八〇二、八九二
三万人未満以上	一一七、九九六	九四六、七七八

開票の翌日 投票の翌日 区別の数	平 日	休 日
千人未満	二五一、二九八円	二六一、〇九〇円
二千一人未満以上	三七六、九四七	三九一、六三五
三千二人未満以上	四八八、六三五	五〇七、六七五
五千一人未満以上	六〇〇、三二三	六二三、七一五
一万一人未満以上	七二五、九七二	七五四、二六〇
一万五千人未満以上	九三五、三八七	九七一、八三五
二万五千人未満以上	一、一七一、七二四	一、二二八、四二〇
三万人未満以上	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 投票の翌日 区別の数	平 日	休 日
千人未満	五八、一一八円	二七八、四二〇円
二千一人未満以上	六一、一〇四	三九一、五五七
三千二人未満以上	七三、〇〇二	五〇一、三六七
五千三人未満以上	七六、〇四五	六〇二、三二二
一万一人未満以上	八八、六一六	七二五、〇四四
一万五千人未満以上	九三、六四六	九一三、六五九
二万五千人未満以上	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
三万人未満以上	一一二、七七二	一、二八七、七一六

三万人以上 一六三、〇八〇 一、〇五九、三二一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一五四、一九二円
千人以上未滿	二四〇、九二五
二千人以上未滿	三二七、六五八
三千人以上未滿	四一四、三九一
五千人以上未滿	五〇一、一二四
一万人以上未滿	五八七、八五七
一万五千人以上未滿	六九三、八六四
二万人以上未滿	八二八、七八二
三万人以上	八九六、二四一

17 13 16 (略)
 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

三万人以上 一一五、八二一 一、四〇〇、九〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一一〇、三〇二円
千人以上未滿	三三〇、四五三
二千人以上未滿	四二八、三六五
三千人以上未滿	五二六、二七七
五千人以上未滿	六三六、四二八
一万人以上未滿	八二〇、〇一三
一万五千人以上未滿	一、〇二八、〇七六
二万人以上未滿	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

17 13 16 (略)
 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九一、三四七
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、三二二
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六七、四一七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万四千七百四十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万七千七百六十五円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万四千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
都道府県 の世帯数	円	都及び大都市のある道府県	その他の県	円	銭
一 三十万未満		四一	六六	一八	四四
二 三十万以上 四十万未満	銭	四〇	九〇	一八	二二
三 四十万以上 五十万未満	銭	四〇	七三	一八	〇四

(選挙会経費及び選挙分会経費)
 第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、四六四

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)
 第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
都道府県 の世帯数	円	都及び大都市のある道府県	その他の県	円	銭
一 三十万未満		四六	〇三	一八	七八
二 三十万以上 四十万未満	銭	四四	五五	一八	三六
三 四十万以上 五十万未満	銭	四三	二九	一七	八九

四	五十万以上 七十万未満	四〇	〇三	三九	七七	一七	七九
五	七十万以上 百万未満	三九	六三	三九	四三	一七	四五
六	百万以上	三七	二〇	三七	〇三	一七	二〇

254 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
九 未 満		一四、七〇〇円	一三、六五〇円	一一、六〇〇円	
九 以 上		一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五	
十 三 以 上		一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇	

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

四	五十万以上 七十万未満	四三	〇一	四二	七五	一七	七三
五	七十万以上 百万未満	四二	九四	四二	七三	一七	四八
六	百万以上	三九	九九	三九	八二	一七	二一

254 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村	区	市	町	村
九 未 満		一五、二二五円	一四、一七五円	一三、一二五円	
九 以 上		一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇	
十 三 以 上		一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五	

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	七、六八二円
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二四、五一四
休日		二五、八五三

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千七百三十円、休日にあつては一万八千六十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を
除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	選挙人の数が五万人未満のもの	分									
		都道府県									
大	都	選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	参議院議員選挙							
		選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一七、五六一七・九三	一三、五二二・七二六							
		選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、五九二・二九九	一九、九二二・一五五							
		選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	二六、九四二・一八八	二〇、四五六・二七六							
		選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三三、六五八・六八七	二七、三二四・二三七							
		選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの	三五、七一九・五五一	二七、三〇〇・七五〇							
		選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	四一、〇一一・〇一一	三三、四二二・五九七							
		選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四六、九三二・七七一	三六、四八二・一五二							
		選挙人の数が三百五十万人以上百万人未満のもの	五二、八五三・八二二	四一、七五五・五七〇							
		選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	五八、七七四・九一〇	四七、〇六七・〇四四							
		選挙人の数が二百五十万人以上百万人未満のもの	六四、六九五・九九七	五二、三七八・一五二							
認定出先機関		二一、六三〇・四七九	一八、八六二・一六四								
都道府県の支庁又は地方事務所		一〇、四六三・四八六	八、四一八・九六三								
市区	選挙人の数が五万人未満のもの	六、二二七・九九三	五、五二二・一五一								

平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	六、八六六円
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二三、九六六
休日		二五、三二七

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を
除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費（啓発宣伝の経費を含む。）の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	選挙人の数が五万人未満のもの	分									
		都道府県									
大	都	選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	参議院議員選挙							
		選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一七、〇四六・三三三	一三、〇八七・三三三							
		選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、四九五・五五二	一九、六八三・九七七							
		選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	二六、七一一・二三一	二〇、二二七・三〇一							
		選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三三、三三六・八二〇	二七、三二九・七三三							
		選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの	三五、三三一・四九六	二七、〇四七・三六七							
		選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	四一、二四六・九五七	三三、〇八二・八五二							
		選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四六、一六六・八四六	三六、〇一七・七五二							
		選挙人の数が三百五十万人以上百万人未満のもの	五二、〇八七・〇四四	四一、〇四三・七五〇							
		選挙人の数が百万人以上二百五十万人未満のもの	五七、〇〇八・一三三	四六、〇六九・〇四四							
		選挙人の数が二百五十万人以上百万人未満のもの	六二、九二九・二二二	五一、〇九〇・一三三							
認定出先機関		一一、六五五・〇〇〇	九、五三三・三〇〇								
都道府県の支庁又は地方事務所		二、六六二・三三三	二、一八四・〇〇〇								
市区	選挙人の数が五万人未満のもの	六、二一一・三三〇	五、四二四・二九六								

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われた場合においては、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

区分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	1,076,400	4,949,000	9,120,000
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	1,219,350	5,129,500	9,510,000
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	1,358,250	5,319,000	9,900,000
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	1,501,200	5,508,500	10,290,000
	選挙人の数が百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	1,644,150	5,698,000	10,680,000
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	1,787,100	5,887,500	11,070,000
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	1,930,050	6,077,000	11,460,000
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	2,073,000	6,266,500	11,850,000
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	2,215,950	6,456,000	12,240,000
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	2,358,900	6,645,500	12,630,000
都道府県の支庁又は地方事務所	1,076,400	4,949,000	9,120,000	9,120,000
認定出先機関	1,076,400	4,949,000	9,120,000	9,120,000
大 都 市	1,076,400	4,949,000	9,120,000	9,120,000
市	選挙人の数が三万人未満のもの	3,819,000	11,910,000	21,910,000
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	4,107,000	12,720,000	23,720,000
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	4,395,000	13,530,000	25,530,000
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	4,683,000	14,340,000	27,340,000
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	4,971,000	15,150,000	29,150,000
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	5,259,000	15,960,000	30,960,000
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	5,547,000	16,770,000	32,770,000
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	5,835,000	17,580,000	34,580,000
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	6,123,000	18,390,000	36,390,000
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	6,411,000	19,200,000	38,200,000
町 村	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	1,140,000	3,420,000	6,840,000
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	1,283,000	3,855,000	7,710,000
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	1,426,000	4,290,000	8,580,000
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	1,569,000	4,725,000	9,450,000
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	1,712,000	5,160,000	10,320,000

4 11 (略)

第十七条 (再選挙等の経費)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二六七、四一七」とあるのは「一、二七三、八九四」と、同条第二項中「百十二万四千

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われた場合においては、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合においては、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

区分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	1,091,350	5,160,000	9,660,000
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	1,234,300	5,349,500	10,050,000
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	1,377,250	5,539,000	10,440,000
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	1,520,200	5,728,500	10,830,000
	選挙人の数が百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	1,663,150	5,918,000	11,220,000
	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	1,806,100	6,107,500	11,610,000
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	1,949,050	6,297,000	12,000,000
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	2,092,000	6,486,500	12,390,000
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	2,234,950	6,676,000	12,780,000
	選挙人の数が三百五十万人以上のもの	2,377,900	6,865,500	13,170,000
都道府県の支庁又は地方事務所	1,091,350	5,160,000	9,660,000	9,660,000
認定出先機関	1,091,350	5,160,000	9,660,000	9,660,000
大 都 市	1,091,350	5,160,000	9,660,000	9,660,000
市	選挙人の数が三万人未満のもの	3,852,000	12,120,000	22,120,000
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	4,140,000	12,930,000	23,930,000
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	4,428,000	13,740,000	25,740,000
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	4,716,000	14,550,000	27,550,000
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	5,004,000	15,360,000	29,360,000
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	5,292,000	16,170,000	31,170,000
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの	5,580,000	16,980,000	32,980,000
	選挙人の数が三十万人以上三十五万人未満のもの	5,868,000	17,790,000	34,790,000
	選挙人の数が三十五万人以上四十万人未満のもの	6,156,000	18,600,000	36,600,000
	選挙人の数が四十万人以上五十万人未満のもの	6,444,000	19,410,000	38,410,000
町 村	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	1,170,000	3,510,000	7,020,000
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	1,313,000	3,945,000	7,890,000
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	1,456,000	4,380,000	8,760,000
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	1,599,000	4,815,000	9,630,000
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	1,742,000	5,250,000	10,500,000

4 11 (略)

第十七条 (再選挙等の経費)

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「二、二六六、四六四」とあるのは「一、二七四、二〇七」と、同条第二項中「百十三万九千

七百七十八円」とあるのは「六十八万五千七百七十七円」とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第四條の二第三項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

百八十五円」とあるのは「六十九万百十円」とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）		別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	第四条第十五項、第四条の二第三項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）	第四条第十五項、第五条第十六項及び第十三条第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務